

件名	県の災害体制とキキクル（危険度分布）について
受付日	令和6年9月2日
ご意見・ご提案の概要	<p>台風第10号に関わる災害対応について、令和6年8月31日（土）9時30分、土砂災害に関するメッシュ情報で「実況で土砂災害警戒情報の基準に到達」を理由に災害対策本部（第二非常体制）へ移行されたとのことだが、一般的には、気象庁が設定しているレベルである「実況で大雨特別警報の基準に到達」で県もレベルを引き上げる体制とするのがよいのではないかと。</p> <p>また、今年度の別の大雨事例でも同様のケースがあったかと思うが、すべての事例について第二非常体制としていたのか。</p>
県の考え方	<p>ご指摘の「実況で土砂災害警戒情報の基準に到達」を第二非常体制設置基準としている理由は、その時点でのデータ解析結果ではあるものの「土砂災害が既に発生していてもおかしくない状況」と考えられ、避難情報の適切な発令のための市町村との連携など、迅速な災害対応が必要なためです。</p> <p>ご提案の「実況で大雨特別警報の基準に到達」を第二非常体制設置基準とすることについては、既に「大雨特別警報、暴風特別警報、暴風雪特別警報、大雪特別警報が発表されたとき」を基準としており、ご提案の内容に沿った運用となっています。</p> <p>今年度の大雨事例については、今般の台風では「実況で土砂災害警戒情報の基準に到達」した状態が一定期間続くと見込まれたため第二非常体制に移行しましたが、台風以外の事例では、雨雲の動きなどから短時間で当該基準を下回ると見込まれたため、第一非常体制を継続して災害対応に当たりました。</p>
担当課	危機管理部 防災課